

UQ 通信サービス契約約款

旧	新
<p>(預託金)</p> <p>第 54 条 UQ 契約者は、次の場合には、UQ 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。</p> <p>(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>(3) 第 35 条 (利用停止) 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。</p> <p>2 預託金の額は、1 料金契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。</p> <p>3 預託金については、無利息とします。</p> <p>4 当社は、その会員契約又は料金契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。</p> <p>5 当社は、預託金を返還する場合に、UQ 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</p> <p>6 当社は、料金契約の解除が契約移行に係るものである場合、その料金契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した料金契約に係る預託金として預け入れていただいたものとして取り扱います。</p>	<p>(預託金)</p> <p>第 54 条 UQ 契約者は、次の場合には、UQ 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。</p> <p>(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>(3) 第 35 条 (利用停止) 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。</p> <p>2 預託金の額は、1 料金契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。</p> <p>3 預託金については、無利息とします。</p> <p>4 当社は、その会員契約又は料金契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。</p> <p>5 当社は、預託金を返還する場合に、UQ 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</p> <p>6 当社は、料金契約の解除が契約移行に係るものである場合、その料金契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した料金契約に係る預託金として預け入れていただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>7 預託金は、当社所定の方法により預け入れていただきます。この場合において、当社が指定する金融機関の口座への入金を当社が確認した時点をもって、預託金の支払いが完了するものとします。</u></p> <p><u>8 当社は、前項の規定に基づく預託金の支払いによる入金を確認できた取引について、預託金を預け入れた者の金融機関が発行又は表示した振込明細書その他これに類する記録 (電磁的記録を含み、振込の予約、振込指示の履歴その他当社が入金を確認することができない取引を証するものを除きます。以下この項において「本記録」といいます。)をもって、その預託金の支払いに関する受取証書の交付に代えることができるものとし、別途受取証書を発行しないものとします。預託金を預け入れた者は、自己の責任において、本記録を適切に保管するものとします。</u></p> <p><u>附則 (26-UQ 事企第 001 号)</u> <u>この改正規定は、令和 8 年 6 月 1 日から実施します。</u></p>